

## 現場代理人の常駐義務の緩和措置について

現場代理人については、工事現場ごとに常駐を義務付けているが、工事箇所が近接しているなど常駐義務を緩和しても支障がないと認められる場合について、現場代理人の常駐義務の緩和を以下の内容で試行的に行うこととした。（農林水産部又は土木部が発注する工事が対象。）

なお、主任技術者の専任制等、建設業法の規定は従前どおり適用される。

### 1. 緩和を行う場合

県から受注している他の工事が次のいずれかに該当する場合は、当該他の工事の現場代理人を当該工事の現場代理人とすることができる。

- (1) 近接工事（近接工事として間接費が調整される際の先行工事）
- (2) (1)のほか、特に発注者が支障がないと認めた工事

概ね以下のような条件を満たす工事が対象となるが、工事内容等によっては認められない場合がある。

- ・ 両工事の発注者が同一であること
- ・ 両工事の工事箇所が近傍であること（同一土木事務所管内など）
- ・ 対象となる工事の予定価格（契約金額）がいずれも1,000万円未満であること  
（ただし、予定価格が500万円未満の場合は、他の工事の契約金額が1,000万円以上であっても認める場合がある。）

### 2. 問題が生じた場合の措置

緩和を承認した工事において、安全管理の不徹底に起因する事故の発生など、現場体制に不備が生じた場合は、直ちに承認を取り消し、新たに現場代理人を配置させることとする。

### 3. 適用開始

平成20年5月1日以降実施決定した工事から適用（それ以前に実施決定した工事を緩和対象工事とすることは可能）